

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から49年2月までの期間及び56年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月  
② 昭和48年11月から49年2月まで  
③ 昭和51年1月及び同年2月  
④ 昭和52年6月から同年8月まで  
⑤ 昭和53年4月  
⑥ 昭和56年12月  
⑦ 昭和61年4月から62年6月まで

私は、昭和45年4月頃に20歳となった44年\*月\*日に遡って国民年金に加入し、45年6月の婚姻後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

保険料を未納のままにしていると、催告状と納付書が来るため、私の妻と相談し、未納になっていた保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

妻は他界し、領収書等も見当たらないが調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和48年11月から49年1月までの国民年金保険料は納付と記録されているものの、当該期間の保険料は同年8月26日に還付決定されていることが確認できる。

しかし、当該期間、申立人は国民年金の強制加入期間であり、納付済みであった当該期間の保険料を還付する理由は見当たらず、不適切な事務処理が行われている。

また、昭和49年2月の保険料について、不適切な事務処理直後の期間であり、申立人は、「昭和45年6月の婚姻後は夫婦二人分の保険料を収納組織へ納付した。」と主張しているところ、A市が保管する申立人に係る国

民年金被保険者名簿の備考欄には組織納付と記載されている上、夫婦に係る当該名簿の保険料納付記録欄を見ると、当該期間に近接する夫婦の納付行動は基本的に同じであったことが確認でき、当該期間は、申立人の妻は納付済みと記録されている。

申立期間⑥について、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、当該期間は、当時から国民年金の加入期間であり、B市が保管する昭和56年度及び57年度国民年金保険料明細表を見ると、納付済期間の夫婦の納付日は同一であることが確認できる上、申立人の妻は昭和56年12月の保険料を納付していることから、申立人の申立期間⑥における保険料が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①、③、④及び⑤について、申立人に係る国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者台帳管理簿、B市が保管する国民年金被保険者名簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

なお、オンライン記録によると、当該期間は、平成11年5月14日に国民年金の加入期間として追加され、未納と記録されたものである。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人は、「夫婦一緒に保険料を納付した。」と主張しているところ、夫婦ともに強制加入被保険者である昭和61年3月から63年3月（申立期間⑦を含む。）までの夫婦の納付状況を見ると、i）61年10月から同年12月までは、申立人は未納となっているのに対し、申立人の妻は63年12月15日に過年度納付しており、ii）62年10月から同年12月までの保険料は夫婦ともに過誤納付（平成2年3月14日納付したが、既に2年の時効期限が到来していたもの）したところ、申立人は当該保険料を未納期間と記録されていた63年1月から同年3月までの保険料に充当されているのに対し、申立人の妻は当該期間が既に納付済みであったことから還付となっており、これらの納付状況を踏まえると、申立期間⑦に係る保険料は必ずしも夫婦一緒に納付していない状況がうかがえる。

また、申立人の妻は既に死亡していることから、具体的な納付状況を確認することができない上、申立人が申立期間⑦の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間⑦の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から49年2月までの期間及び56年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月

私は、昭和50年4月頃に私が20歳となった49年\*月\*日に遡って国民年金に加入し、毎月、定期的に集金に来ていた納付組織に国民年金保険料を納付した。

昭和55年春の結婚に伴いA市から転居したB町でも任意加入の手続きをし、毎月、金融機関の窓口で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は20歳から国民年金に加入し、婚姻後も昭和55年4月\*日から61年4月1日まで任意加入している上、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付するなど、申立人の保険料に関する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人の住所の変更(昭和55年3月16日)、婚姻による氏名の変更及び任意加入被保険者への種別変更(昭和55年4月\*日)が確認できることから、これらの手続きを適切に行っている申立人が申立期間の保険料を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人が所持している国民年金保険料現金領収証書を見ると、申立人の主張のとおり、申立人が国民年金の加入手続きを行った昭和50年4月より前の国民年金加入期間である49年\*月から50年3月までの保険料を加入手続きを行った年度中の51年1月29日に過年度納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 7 日から 36 年 4 月 7 日まで  
② 昭和 39 年 8 月 13 日から 40 年 12 月 25 日まで  
③ 昭和 42 年 1 月 25 日から 43 年 12 月頃まで  
④ 昭和 46 年 7 月 29 日から 48 年 11 月頃まで

私は、申立期間①については、A社がB市で経営していたC店7階のD部に昭和34年4月から勤務していたにもかかわらず、同社の厚生年金保険の被保険者記録が36年4月7日から同年11月28日までの期間となっている。

また、申立期間②及び③については、E社がF町で経営していたG店に昭和39年8月から43年12月頃まで継続して勤務したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が40年12月25日から42年1月25日までの期間となっている。

さらに、申立期間④については、H市のI社が関連していたJ店に昭和45年12月から3年間継続して勤務したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は同年12月1日から46年7月29日までの期間となっている。

いずれの事業所についてもK職として勤務し、給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は、C店7階のD部に昭和34年4月から勤務した。」と主張しているが、A社は、「当社が保管している資料に

よると、C店は、従前3階建てであったが、昭和35年10月に8階建てに増築し、同年11月に新装開店した。申立期間①当時の記録は他に保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等について確認できない。」と回答している。

また、申立人がA社と一緒に入社し、同じD部で勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「私は、C店が8階建てとなってからしばらくした後、申立人と同じ頃にA社へ入社した。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人とほぼ同じ昭和36年4月1日であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間①における被保険者記録が確認できた同僚12人に文書照会した結果、9人から回答があり、そのうち3人は、「申立人を知っている。」と回答しているものの、申立人のA社への入社時期並びに申立期間①における勤務状況及び保険料控除に係る回答は無く、他の6人は、「申立人を知らない。」と回答している。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立人は昭和36年4月7日に被保険者資格を取得し、同年11月28日に被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、当該記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「私は、E社が経営していたG店に昭和39年8月から43年12月頃まで勤務したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は40年12月25日から42年1月25日までの期間となっている。」と主張しているが、適用事業所原簿によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年12月25日であり、申立期間②当時、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日に払い出され、申立人は被保険者資格を同日に取得していることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②において被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間③における被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人がE社を退社した後、入れ替わりに申立人の妻が同社に入社した。」と回答しており、申立人も「E社で私の妻と一緒に勤務したことはない。」と供述しているところ、申立人の妻の同社における被保険者資格の取得日は、申立人が同社で被保険者資格を喪失した後の昭和42年2月1日であることが確認できる。

加えて、E社は平成8年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない上、

同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している複数の同僚、及び前述の被保険者原票により、申立期間③の同社における被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間②又は③における勤務実態及び保険料控除を確認できる回答を得ることはできない。

その上、前述の被保険者原票において、申立人は昭和 42 年 1 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立期間③に申立人の被保険者原票は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、申立期間③において、昭和 43 年 5 月 24 日付けで B 市から国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 5 月 25 日付けで国民年金手帳の交付を受け、42 年 2 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得している上、43 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間④について、申立人は、「私は、I 社が関連していた J 店に昭和 45 年 12 月から 3 年間継続して勤務したにもかかわらず、同社に係る被保険者資格の喪失日は 46 年 7 月 29 日となっている。」と主張しているが、I 社は、「当時の人事記録等の資料は保管されておらず、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間④における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「当時、J 店で働いていたのは、私と私の妻のほかに一時期手伝いの者がいた。」と供述しているところ、I 社に係る被保険者原票において、申立人の妻及び当該手伝いの者の氏名は確認できない上、申立期間④における被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取したものの、申立人を知っている者はおらず、申立人の申立期間④における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の I 社における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者期間は符合している上、前述の被保険者原票において、申立人は昭和 46 年 7 月 29 日に被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立期間④に申立人の被保険者原票は見当たらない。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間④において、国民年金に加入しており、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は申請免除となっており、同年 4 月から 48 年 3 月までの保険料は納付し、その後、同年 4 月から 58 年 3 月までの保険料は全額申請免除が承認されていることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで

私は、平成4年3月に経営再建のため、A社に役員として入社した。当時、同社は多額の債務を抱えており、社会保険料を滞納していた。同年9月頃、手形不渡りにより同社が倒産する恐れが生じたため、社会保険事務所（当時）と相談し、社会保険料支払不能分を解消するため、同社の従業員の健康保険厚生年金保険被保険者資格を遡って喪失させる処理を行うこととした。

しかし、私には社会保険料の計算の知識が無かったため、全て社会保険事務所に依頼し、白紙の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び適用事業所全喪届に押印して提出したため、従業員の誰が、いつ、何日遡って被保険者資格を喪失したかなどは、承知していない。

私が、同社の従業員の被保険者資格を遡及して喪失させる処理を社会保険事務所に依頼したのは事実であるが、私は、平成4年11月末まで同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち、平成4年6月30日から同年10月31日まで申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成4年10月28日付けで同年6月30日に遡って申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失させる処理が行われ、同年10月1日の標準報酬月額の時決定に係る記録が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、申立事業所には経営再建のために役員として入社し、申立事業所及び関連事業所の会長という立場であった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本等によると、申立人は、申立期間当時、申立事業所及び同社の関連事業所の取締役又は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、手形不渡りにより申立事業所が倒産する恐れが生じたため、社会保険事務所と相談し、支払不能分の保険料を解消するため、従業員の被保険者資格を遡って喪失させる処理を行うことになり、社会保険事務所に依頼の上、白紙の被保険者資格喪失届及び適用事業所全喪失届に押印して提出した。」旨供述しており、申立事業所における従業員の被保険者資格を遡及して喪失させる届出を行ったことを認めている。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立人は申立事業所の業務を執行する代表責任者として、自らの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る遡及訂正処理に関与しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月頃から 47 年 3 月 3 日まで  
② 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 4 月 11 日まで

私は、申立期間①及び②について、A社でB職として勤務していた。大型特殊免許は、A社に入社後、C社D教習所で取得した。

申立期間当時の社長や現場監督の名前を覚えているし、一緒に勤務していないが申立期間当時のことを私の友人が覚えているはずなので、調査して申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社後、C社D教習所において、大型特殊免許を取得した。」と主張しているところ、申立人の戸籍の附票において昭和 49 年 6 月 18 日にC社D教習所の所在地に住所を異動していることが確認できること、申立事業所に同年 8 月以降に勤務していたとする同僚が、「申立人が勤務していた期間は覚えていないが、申立人のことは覚えている。」と供述していること、申立人とは一緒に勤務していないが申立期間①及び②当時のことを覚えているとして名前を挙げた申立人の友人は、「具体的な時期は分からないが、申立人はE社で勤務した前後の期間において申立事業所に勤務していたと思う。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、「健康保険、厚生年金保険事業所名簿」によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 47 年 7 月 1 日であり、申立期間①において、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、当該期間において、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

また、申立事業所は、昭和 57 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立事業所の閉鎖登記簿謄本によると、平成 8 年 6 月 1 日に解散し、申立期間①及び②当時の事業主の所在は不明である上、申立人が記憶している同僚も連絡が取れないことから、申立期間①及び②において、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間②について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している現場監督の一人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立期間②当時、申立事業所は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 24 日から 55 年 8 月下旬頃まで

私は、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 8 月下旬頃まで A 社に勤務し、同社が業務運営を受託していた B 事業所内の C 店で主に D 職に従事していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 54 年 11 月 24 日と記録されており納得できない。

私が A 社を退職した時期は、同社の次に勤務した事業所の勤務状況から考えると、昭和 55 年 8 月下旬頃と思うので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所を退職した時期は昭和 55 年 8 月下旬頃であると主張しているところ、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡している上、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時(平成 18 年 8 月 5 日)の事業主は、「申立事業所に関する資料は廃棄しており、私も申立期間当時は在職していなかったため、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、「申立事業所の次に厚生年金保険被保険者資格を取得(取得日は、昭和 55 年 10 月 11 日)している E 社に就職する前に、F 社で短期間のアルバイトをした。」と主張しているところ、E 社は昭和 61 年 7 月 1 日、F 社は平成 21 年 12 月 29 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、既に事業所を閉鎖しており、両事業所から申立人が申立事業所を退職した時期を推認できる人事記録等の資料を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は連絡先が

不明である上、申立期間の前後それぞれ2年の間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した23人に照会したところ16人から回答があったが、11人は、「申立人を知らない。」又は「当時の記憶が無く、分からない。」と回答し、5人は、「申立人がC店に勤務していたことは記憶しているが、退職した時期は知らない。」と回答しており、申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除状況についての具体的な供述が得られない。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間の前6か月から後1年までの間に被保険者資格を喪失している者(当該喪失日から1か月以内に再度被保険者資格を取得している者は除く。)のうち10人(申立人を含む。)の申立事業所に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録を見ると、一人は雇用保険の被保険者記録が確認できなかったが、申立人を含む他の9人は雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が符合していることが確認できる。

また、前述の被保険者原票によると、申立人は、昭和54年11月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該資格喪失に伴い健康保険被保険者証を同年11月26日に返納していることを示唆する記載が確認できるところ、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。